

板橋区介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する事務処理要綱

(平成 12 年 9 月 29 日区長決定)

(令和元年 11 月 27 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 50 条の居宅介護サービス費等の額の特例及び第 60 条の介護予防サービス費等の額の特例（以下「特例」という。）に関し、法、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「法施行規則」という。）、東京都板橋区介護保険条例（平成 12 年板橋区条例第 25 号。以下「条例」という。）及び東京都板橋区介護保険条例施行規則（平成 12 年板橋区規則第 57 号。以下「条例施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 要支援又は要介護被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）、その属する世帯の世帯主及び生計を一にする世帯員の収入が給与等（恩給及び年金を含む。）である場合は、当該世帯主及び世帯員の基本給、家族手当、通勤手当、仕送り等の収入を合算した額から所得税、住民税、健康保険料（共済組合等の保険料を含む。）、厚生年金保険料、雇用保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額から、事業収入（不動産収入及び農業収入を含む。）である場合は、売上金、家賃、間代その他収入等の総収入額から収入上必要な経費として、仕入代、材料費、交通費、諸税、その他の経費等の合算額を控除した額から、世帯主及び世帯員の職種及び就労日数を勘案して、別に定める基礎控除額を控除した額をいう。
- (2) 災害等 要介護被保険者等又は、その属する世帯の生計維持者に生じた個々の火災、風水害その他これらに類する災害をいう。ただし、故意に発生させた場合を除く。
- (3) 損害の程度 損害金額から保険金、損害賠償金で補填された金額を控除した残額の損害財産の割合をいう。
- (4) 基準生活費 公租、公課、年間医療費等に相当する額を考慮し、原則として、生活保護法第 8 条に基づく生活保護基準額表にある各基準額の 100 分の 115（15 パーセント増）に相当する、別に定める基準額を合算した額をいう。

(特例の事由)

第 3 条 特例対象者の事由は、法施行規則第 83 条第 1 項各号及び第 97 条第 1 項各号に掲げるものとし、次のとおり区分する。

- (1) 災害等による財産の損害 法施行規則第 83 条第 1 項第 1 号及び第 97 条第 1 項第 1 号に該当する場合で、損害の程度が当該財産の 3 割以上の被害若しくは床上以上の浸水被害を受けたとき又はこれと同等の災害にあったと区長が認めたときをいう。
 - (2) 収入の著しい減少 法施行規則第 83 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 97 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに自己の意思に反して該当し、実収入月額が基準生活費と同額又は基準生活費を下回る場合をいう。
- 2 法第 50 条及び第 60 条にいう費用を負担することが困難と認めた要介護被保険者等とは、前項に定める事情に該当し、その者が利用し得る資産又は能力の活用を図ったにもかかわらず、利用者負担金を支払うことが困難と認められる者とする。
- 3 資産又は能力の活用の基準は次に定めるところによる。
- (1) 資産の活用の基準
当該世帯に保有されている資産のすべてが、生活又は営業上の必需財産であること。
ア 宅地については、当該世帯の居住の用に供される家屋に付属した土地であれば、著しく保有の限度を超えるものを除き、原則として保有を認める。
イ 家屋については、当該世帯の居住の用に供せられる家屋であれば、著しく保有の限度を超えるものを除き、原則として保有を認める。
ウ 事業の用に供せられる家屋（居住用家屋は除く。）については、その家屋の保有が当該地域の低所得者世帯との均衡を著しく失う場合を除き、原則として保有を認める。
エ 貸家については、家賃の合計年額が貸家を売却した場合の代金より多いと認められる場合を除き、原則として保有は認められない。
オ 預貯金については、確認した金額が著しく高額でない場合は、原則として保有を認める。
また、震災に伴う義援金、災害弔慰金、災害見舞金等で自立更生のために必要な資金として保有するものは、その保有を認める。
なお、「著しく高額でない場合」とは、世帯の構成・状況等により異なるため概ね基準生活費の 3 か月分未満の場合を目安に判定する。
 - (2) 能力の活用の基準
世帯のうち、労働力を有する者は働いていること。ただし、働いていないことについて入院又は加療中である等の真にやむを得ない事情があるときはこの限りでない。
また、公私の負担又は援助を受けることができるものは、それを受けていること。

(特例の摘要の申請書の様式)

第 4 条 居宅介護サービス費等の額の特例の適用の申請書は、条例施行規則第 16 条第 1 項に規定する介護保険利用者負担額減額・免除申請書によらなけ

ればならない。

(手続)

第5条 前条の申請書を提出する場合は、次の各号に定める必要書類をそれぞれ添付するものとする。

- (1) 被保険者証
- (2) 当該世帯の世帯員中事業所に勤務する者のある場合は、給与証明書及び給与外収入等申告書（住民税等の申告がない者に限る。）
- (3) 前号以外の者については、収入・無収入申告書（住民税等の申告がない者に限る。）
- (4) 地代・家賃・間代証明書又は証明されるもの（地代等の収入がある者に限る。）
- (5) 罹災証明書（第3条第1号に該当する者に限る。）
- (6) その他法令に定める特別の事情に該当することを確認するために必要な書類

(特例の適用の認定証の交付)

第6条 区長は、第4条に定める申請書を受取り、適用を決定した場合は、条例施行規則第16条第3項に規定する介護保険利用者負担額減額・免除認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 区長は、前項の認定証を交付したときには、その旨を認定証の交付を受けた者が介護サービス計画の作成を依頼した居宅介護支援事業者に通知するものとする。

(利用方法)

第7条 認定証の交付を受けた者は、介護保険のサービスを利用する場合には、認定証に被保険者証を添付して当該指定居宅介護支援事業者（基準該当居宅介護支援事業者を含む。）、及び指定居宅サービス事業者（基準該当居宅サービス事業者を含む。）に提出しなければならない。

- 2 認定証を提出せずに、特例の適用に関する介護サービスを受けた者は、当該サービスについて支払った利用者負担の請求をする場合には、条例施行規則第11条第1項に規定する介護保険居宅介護サービス費等支給申請書に次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者証及び認定証
- (2) 当該申請に係る介護サービスを受けたことを証する書類
- (3) 当該申請に係る介護サービスの提供に要した費用に関する領収証

- 3 区長は、前項の申請書の提出があったときは、支給の可否を決定し、条例施行規則第11条第7項に規定する介護保険居宅介護サービス費等支給（不支給）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(特例の取消)

第8条 区長は、特例の適用の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においてはその措置を変更し又は取り消し、当該利用者負担金の全部又は一部を、一時にこれを返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により、この措置を受けたことが発見されたとき。
- (2) 資力その他の事情が変化したため、この措置の必要がなくなったと認められるとき。
- (3) 利用者負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、特例の適用に関し必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成12年9月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

付則

この一部改正は、決定の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。